

全建労発第 14 号
令和 2 年 4 月 9 日

各都道府県建設業協会 会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 近藤 晴 貞
(公印省略)

「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」の一部改正について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、長時間にわたる過重な労働は、疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因と考えられ、労働者が疲労を回復することができないような長時間にわたる過重労働を排除していくとともに、労働者に疲労の蓄積を生じさせないようにするため、労働者の健康管理に係る処置を適切に実施することが重要と考えられています。

このため、厚生労働省では、「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」に基づき対策を推進してきたところですが、令和 2 年 4 月 1 日以降、労働基準法における時間外労働の上限規制について、長時間労働の是正等の働き方改革の推進を目的とした働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成 30 年法律第 71 号)附則第 3 条第 1 項に規定する中小事業主にも適用されることから、このたび、厚生労働省労働基準局長及び雇用環境・均等局長から、通達の一部に改正が行われた旨の通知がありました。

つきましては、本総合対策の趣旨をご理解の上、貴協会会員の皆様に対し、周知方よろしくお願い申し上げます。

以上

担当：労働部 又木